

ニュース・レター

NEWS LETTER
Apr. 2010

vol.
62



ネオニコチノイドの提言を民主党副幹事長に申し入れ（3月18日）

CONTENTS

- ② 水野 玲子・続々編 世界に広がるミツバチ大量死—欧米諸国の対応—
- ⑤ 活動報告・ネオニコチノイド政策提言の申し入れ
- ⑧ 松崎 早苗・青山美子医師訪問記
- ⑨ 水銀輸出は禁止しよう！
- ⑩ 小林 幸治・「環境NGO政策ネットワーク」発足
- ⑫ 小林 幸治・「環境アセス法」改正に向けて市民フォーラムの開催報告
- ⑬ ケミネット第1回国会内連続学習会の報告
- ⑭ 有害化学物質法律講座／化学物質政策基本法に向けて・第2回 化粧品・医薬部外品についての法規制

世界に広がるミツバチ大量死 —欧米諸国の対応—

理事 水野 玲子

ミツバチ大量死とネオニコチノイド

1990年代半ばよりヨーロッパ諸国で始まったミツバチ大量死は、2010年現在、カナダやアメリカ、中国、台湾、インド、ウルグアイ、ブラジル、オーストラリア、そして日本など、全世界的な広がりを見せている。原因はウイルス、ダニ、農薬、ストレス、地球温暖化、栄養失調など、さまざまな要因が絡み合っている。原因はウイルス、ダニ、農薬、ストレス、地球温暖化、栄養失調など、さまざまな要因が絡み合っている。原因の中で最も直接的な要因と疑われているのがネオニコチノイド系農薬である。

(1) ドイツ

このネオニコチノイド系農薬に対する対応として、早急に対策を講じたのはドイツである。2008年春に南部地域で起きたミツバチ大量死を受けて、ドイツ連邦消費者保護・安全局（BVL）は、ナタネやトウモロコシに使用されるネオニコチノイド系農薬（8種類）を含む種子処理剤の登録を全面的に取り消した。

(2) フランス

フランスでは、ネオニコチノイド系農薬のひとつであるイミダクロプリドによるヒマワリやトウモロコシの種子処理を禁止した。目下、フランスではこうした対応だけでなく、さらに自国農業の在り方を見直すための抜本的改革を模索している。

(3) イタリア

フランスに続きイタリアでは、イミダクロプリドの他にも、クロチアニジンやフィプロニルによる種子処理を禁止した。

(4) イギリス

イギリスは、健康なミツバチを維持するための10カ年計画を発表し、民間と国がミツバチ問題解決のために多額な研究資金を提供することとなった。

(5) アメリカ

米国では、クロチアニジンなどのネオニコチノイド系農薬のミツバチに対する毒性が環境保護庁（EPA）の農薬評価書に記載されながら、これら農薬の規制に踏み切れない状況にある。

以上のようなミツバチ問題への対応は、各々の国の農業や農薬、生態系保全などへの考え方の違いを反映した結果となっている。

日本の対応は

日本は、今のところ、不足したミツバチをどう間に合わせるかといった、きわめて近視眼的な対応にとどまっている。ネオニコチノイド系農薬の危険性を問題としていないだけでなく、ミツバチ不足問題が今後引き起こす可能性がある食糧問題や、農業の在り方などを見直す対策には、一切向き合おうとしていない。以下、各国の状況と対応を簡単にまとめてみよう。

フランス—ミツバチ問題を契機に農業の大転換—

フランスが、ミツバチ大量死に直面したのは早くも1990年代半ばだった。当時、ヒマワリ、ナタネ、トウモロコシの単作農家ほどミツバチの被害は大きく、農薬原因説がまたたく間に国中に広がった。全仏養蜂連盟も農薬の影響を重視し、養蜂家たちはネオニコチノイド系農薬こそが原因だとして農薬メーカーに対して訴訟を起こし、政府はそれに答えるかのように迅速に動き出した。

これまでにフランスが実施した初期対応策の中で注目されるものは、危険性が正式に認められていない段階で99年に、ネオニコチノイド系農薬イミダクロプリド（商品名：ガウチョ）によるヒマワリの種子処理^(注1)を一時的に中止し、調査、研究をスタ

ートさせたことだ。この予防原則的な措置の後の2003年、フランス農業省は、イミダクロプリドによる種子処理の危険性を警告する報告書を公表し、翌2004年にはガウチョの認可を取り消した。

このように農業国フランスのミツバチ問題への対応は、迅速でしかも予防原則に基づいている。

さらに2009年には、国をあげて養蜂業の振興策を探り始めた。その中で、持続可能な農業を築き上げるための行動計画の柱のひとつに「持続可能な養蜂のためのミツバチ計画」を掲げた。また、ミツバチ減少の原因をつきとめ、消滅を防ぐために養蜂技術研究所と養蜂職能組織を立ち上げた。さらに2018年までに、未来世代のために農業における農薬使用量を半減するという目標を掲げている。その根底には、今世紀半ばには90億に達する世界人口に必要となる食糧を少しでも確保しようとする意図と、そのためには、ミツバチなどポリネーターの保護が欠かせないという国家的戦略があるようにみえる。

日本農業新聞の連載記事“欧州ミツバチ報告”（09年6月）では、フランスで不妊症の女王蜂が増えていることを報告している。養蜂家たちは、産卵数が極端に少なくなる“不妊症”の女王蜂の存在をすでに10年も前から気づいていたという。農薬による環境ホルモン作用の影響で、ミツバチにも生殖障害が起きているのではないかと。1999年時点でイミダクロプリドによる種子処理をやめたフランスにおいてさえ、大量死を免れたミツバチたちの生殖機能に取り返しのつかない影響が及んだ可能性がある。

《フランス》

①農薬使用半減計画

2018年までに農薬使用量を半減

②持続可能な農業エネルギー計画

化石燃料消費を削減し、バイオマス、太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの活用

③有機農業の促進

有機農地面積比率を現在の2%から6%へと3倍にする

④農業経営の環境認証の促進

2010年までにフランス農業経営の50%を認証にする

⑤持続可能な養蜂計画

養蜂技術研究所と養蜂職能間組織の設立

農薬企業天国のアメリカイミダクロプリドの例外的扱い

一方、米国では、ミツバチ大量死問題への対応はフランスとは全く異なった展開を見せている。2006年時点で、ミツバチ大量失踪（蜂群崩壊症候群：CCD）の広がりには全米の4分の1以上の養蜂家に及び、2007年冬から翌春までの冬季死亡率は36%に上った。養蜂家やジャーナリストらが農薬の危険性を訴えているにも関わらず、なかなかネオニコチノイド系農薬の規制が進まない中で、国内最大の自然保護団体であるシエラ・クラブ（Sierra Club）が、この農薬の禁止を求めて活動している。

2008年にサイエンスライターによって著された『ミツバチのいない春』（A Spring without Bees by M. Schacher）は、CCDがいかにか米国の将来の食糧問題を脅かす恐れがあるかを警告し、それと同時に、その状況をさらに悪化させているのが、農薬企業との癒着構造で身動きとれない政府の事情であることを示している。この本によれば、2006年における農薬多国籍企業のバイエル社などによる議会議員や政治団体への献金は5000万ドルにも上ったが、同年の化学工業会絡みの献金はその約8分の1以下の600万ドルに過ぎなかった。また、議会報告によれば、農薬企業からの献金はロビー活動のためだけでなく、毎年、大学や研究所などにも及んでいる。

このような農薬企業の影は、ネオニコチノイド系農薬の代表格であるイミダクロプリドに対する政府の規制のあり方にも及んでいる。1985年、農薬多国籍企業のひとつであるバイエル社がイミダクロプリドを開発した。開発当初、この農薬は、昆虫の神経伝達をブロックするが人間にはほとんど悪影響がないと企業は説明し、その低毒性を旗印にこの農薬の使用を国中に広げようとした。それに一役買ったのがブッシュ政権下の環境保護庁（EPA）だ。EPAは05年、イミダクロプリドについては特別に食品や農作物の許可に必要な通常的环境試験が不必要であるという判断を下し、連邦登録局は例外的にイミダクロプリドに緊急認可（Emergency Authorization）を与えた。一部の毒性試験を免除されたかたちでの使用、販売が保証されたのだ。このイミダクロプリドへの特別扱いによって、始めは限定的にしか使用されていなかったイミダクロプリド

が、次々と多くの農作物に許可され、各州に広がっていった。フランスの研究者は、この政権下における農薬の規制緩和の動きによって、数年以内に米国のミツバチにはさらに甚大な被害を受けるであろうと指摘したという。

イギリス—健康なミツバチ10年計画—

それではイギリスのミツバチ問題はどうか。2008年に実施された養蜂家連盟（BBKA）の調査によれば、その前の冬に全国の約3分の1以上のミツバチが死滅したとされる。その急激な減少はミツバチ以外のポリネーターにも及び、野生の花の種子さえ実らなくなるほどの勢いであるという。

そして、ネオニコチノイド系農薬への対策は国に先がけて生協から始まっている。この国の生協組織（Co-op）は全国に広大な農地を所有し、いわば国内最大の農業事業体ともいえるものだが、早くも2001年度から生協で生産する農作物について、98種類の農薬の使用を禁止した。そして、ミツバチ問題発生後の2009年には、さらにネオニコチノイド系農薬8種類の使用を禁止した。生協はこの措置を、この農薬がミツバチ大量死に関係がないという確かな結論が得られるまで続けるとしている。

このような生協の動きに続き、土壌連合（Soil Association）^(注2)は、ネオニコチノイド系農薬の禁止を求める請願書を国に提出した。そこには、「ネオニコチノイドがミツバチに悪影響を及ぼした証拠はすでに十分であり、フランス、ドイツ、スロベニアでも禁止しているのに、何故イギリスが禁止できないのか」と記されている。ネオニコチノイドの土壌残留の問題は、無視できない大問題なのである。

そして、国レベルでのミツバチ問題への対応は、次のようなものだ。2009年4月、政府はミツバチや蝶や蛾などのポリネーター（花粉媒介者）減少の原因の本格的究明に乗り出し、主要な研究資金提供団体が共同で新たな研究プログラムを立ち上げた。その主たる目的は、ポリネーターの健康と寿命に及ぼす生物学的要因と、さまざまな環境要因の複雑な関連を解き明かすことである。そして、環境・食糧・農業省（DEFRA）は、その研究資金に日本円にして約2.8億円を追加した。この他にも、健康なミツバチ10年計画も発表し、さらに、アマチュア養蜂家

にも呼びかけ、国による全国規模のミツバチのデータベース構築などが始まっている。

日本でもミツバチ問題に対して、農業の抜本的改革を含めた大きな動きを期待したいものである。

《イギリス》

①ミツバチの全国規模のデータベース構築

2万人に及ぶアマチュア養蜂家に登録を呼びかけ、ミツバチの健康状態に関する情報収集

②大規模なミツバチ研究プロジェクトを立ち上げ

主要研究資金団体が協働で新たなミツバチ研究プロジェクトを立ち上げ

③健康なミツバチ10年計画（Health Bee Plan）発表

環境食糧農村省はウェールズ行政庁とともに、イングランドとウェールズのミツバチ保護を計画

（注1）種子処理／消毒とは：殺菌剤などにより種子のコーティングをすること。浸透性殺菌剤であるネオニコチノイド系農薬は、欧米で種子処理剤として多用された。薬剤が作物体内に吸収され効力を発揮する一方で、その危険性が指摘された。フランス毒性委員会の報告書（2004年3月）は、メーカーの処方通りにイミダクロプリドで種子処理をした場合（トウモロコシやヒマワリの種）、ミツバチが経口・接触でどれほどの量のイミダクロプリドに暴露されるかを示した。種子処理した種を撒く作業の際に環境に放出されるイミダクロプリドの量は、経口ミツバチ半数致死量（LD50）の1000倍、接触LD50の597倍と報告した。日本では、ネオニコチノイド系農薬は水稻の育苗箱処理剤などに多用されており、その影響についての研究はまだほとんど実施されていない。

（注2）土壌連合とは：地球にやさしい食物と農業をめざす市民団体でイングランドとウェールズの慈善委員会に登録されている。1967年にはじめて農作物のオーガニック基準を作り、2050年目標にイギリス全土でオーガニック農作物100%をめざす。

《活動報告》ネオニコチノイド政策提言の申し入れ

国民会議では、昨年春より開始したネオニコチノイド系農薬問題への取り組みの一環として、今年2月に「ネオニコチノイド系農薬使用中止等を求める緊急提言」を取りまとめた。そして、この3月から、衆議院、参議院議員に対する政策提言の申し入れ、農林水産省や厚生労働省などとの意見交換を始めたので、簡単にその経過を報告する。

日本では、数年前より岩手県や北海道など各地で、ネオニコチノイド系農薬によると思われるミツバチ大量死が発生している（詳しくはニュースレター57、58号）。この提言は、現時点でこの農薬の危険性が社会に周知されていないことを指摘するとともに、今後同様の農薬被害が日本各地で発生しないように未然防止を求めるということを目的としたものである。また、最近ネオニコチノイド汚染が疑われるお茶や果物の大量摂取による健康被害情報が寄せられている。それらの実態解明の必要性についても問題提起をしたものである。

これまで、衆議院議員の森本哲生氏、篠原孝氏、民主党副幹事長で衆議院議員、幹事長室厚生労働省担当である青木愛氏、同じく副幹事長で参議院議員、幹事長室農林水産省担当の一川保夫氏、参議院議員の岡崎トミ子氏、自民党参議院議員の古川俊治氏などに申し入れを行い、意見交換をおこなった。国民会議からの参加者は、立川涼代表理事、中下裕子副代表理事、国民会議のメンバーかつ農薬問題の民間レベルの国際組織PAN（Pesticide Action Network）日本代表の田坂興亜氏を含む6名だった。

新しい農薬ネオニコチノイドの存在について、簡潔に情報を提供し、現在の日本のネオニコチノイド系農薬の対策の遅れについて、国民会議の意見を伝えることができたと考える。

さらに、3月19日には、農林水産省・消費者安全局農薬安全管理課・農薬対策室の担当者との話し合い、厚生労働省・医薬食品局食品安全部基準審査課の担当者との意見交換を行った。農水省の担当者は、国民会議提言書に添付された文献リストの中の諸外国の対応に関して、それら資料すべてに早急に目を

通し、海外諸国のネオニコチノイドへの対応について精査するとのことだった。

また厚生労働省からは、目下、日本におけるネオニコチノイド系農薬の食品残留基準値がきわめて緩く決められていることについて、アセタミプリドについては、基準を少し厳しく改正する手続きが進められているとの報告があった。新しい残留基準では、モモが5ppmから2ppm、ナシが5ppmから2ppm、リンゴが5ppmから2ppm、いちごが5ppmから3ppm、お茶が50ppmから30ppmへと変更になる。ブドウが5ppmのまま変更できない理由について、農作物への現在の残留実態を考えてのことであり、基準を厳しくすることにより、流通に支障をきたさないための配慮から決められているとのこと、同席した国民会議メンバーと議論になった。生産者側の利益を消費者の健康より優先する姿勢が、このような残留基準値を決める際の判断材料となっている状況はまだ変わっていない。日本で今回、アセタミプリドの残留基準を厳しくしたとはいえ、改定後の基準でも日本は、EUの基準（モモ、ナシ、リンゴは0.1ppm）の20倍、ブドウは依然としてEU（0.01ppm）の500倍と桁違いに高い値に決められている。さらに厳しい基準への改定が求められる。

（報告：水野玲子）

「ネオニコチノイド系農薬の使用中止等を求める緊急提言」（骨子）

1. ネオニコチノイド系農薬7種の農薬登録取消し・販売禁止
2. アセタミプリド、イミダクロプリドのお茶・果物への残留農薬基準の早急の見直し・欧米諸国並みに厳格化。
3. ネオニコチノイド系農薬の家庭内での使用を禁止する等の措置
4. ミツバチの大量死に関する原因究明のための徹底した調査・ネオニコチノイド系農薬による被害に関する調査研究の早急実施。
5. ネオニコチノイド系農薬の生態系や人の健康に与える影響を早急に調査研究（特に有機リン系農薬との複合影響や子どもの脳の発達に及ぼす影響）
6. ネオニコチノイド系農薬の生活環境中での使用実態・使用に伴う被害の発生状況・ネオニコチノイド系農薬が残留する食品摂取による健康被害の状況についての調査を早急実施

青山美子医師訪問記

～群馬県前橋市青山内科小児科医院～

理事 松崎 早苗

2010年2月17日、国民会議メンバー3人、ジャーナリスト3人、つくば農業ウォッチメンバー2人の合計8名で群馬県前橋市青山内科小児科医院の青山美子医師を訪ねた。青山医師は、2009年9月に国民会議が主催した勉強会で、ネオニコチノイドの人体被害について話してくださった先生である（ニュースレター59号2ページ参照）。今回訪問の目的は、近年使われるようになった農業ネオニコチノイドの被害状況を知ることであった。

地球上の酸素が減る？

青山医師は開口一番、「ラン藻類って知ってる？ 海のラン藻類がやられたら酸素が作られなくなって、生物は生きていけないのよ！」と言った。つまり、極微量でこのラン藻を殺す水溶性でほとんど分解しないネオニコチノイドは水系へ集まって海へ貯まるというのである。その量的な推定、予測は誰もしていないようであるが、論理的帰結として彼女は私たちに警告した。が、そのような5～10年後のことはちょっと脇に置いて、青山医師の診ている最近の患者の特徴を聴いてみよう。

ネオニコチノイドで心臓が大異変！

青山医師は、どこの病院に行っても治らず何が原因なのか分からないという患者をたいへん良く回復させることで有名になり、近県のみならず遠くからも患者がやってくる。従来は日本で使われている農業の主流が有機リン系だったので、その解毒点滴

を施すと患者はとても良く回復していた。ところが数年前に、突然その解毒が効かない患者が現れた。効かないどころではなく、点滴で急性心不全を起こした患者が10例以上出た。それが、ネオニコチノイド中毒患者であった。

それに気づいて慎重に患者の特徴を記録してみると、従来にはなかった特徴が浮かんできた。心臓がバクバクする、手がふるえてうまく字が書けない、記憶ができない、怒りが起きて人を傷つける、うつになる、などがそれである。理解不能な突然の殺人事件などが起きることが予想されそう。青山医師は、現在は心臓機能に着目して患者の心電図を集めているという。その心電図をいくつも見せてくれたが、子ども、成年、老人の区別無く、心電図の拍動の周期性や強さが突然乱れていた。そして治療を施して治ったというときには、心電図は「教科書にあるような」正常脈動になっていた。いったいどういうことだろう？ それはこれから解明されるべきことだが、こうした心臓の脈動が突然乱れるために、急に「バタッと倒れる」という症状が出る。たいへん危険なことである。

農業が学級を崩壊させる？

青山医師は3人の患者さんの事例を示された。2人は小学生で、母親が医院まで来て説明してくれた。もう1人は若い主婦であった。

A君は小学1年生のときに集団生活ができず、喧嘩をしては学級担任を手こずらせ、学習も進まず、

いわゆる特別学級に行くよう強要されていた。青山医師も「あの頃は確かに少しおかしかったね」という事態であった。

ところが、青山医師の勧めで転校し、食事を変え、処方にしたがって解毒を進めると、3年生になった今では成績が優秀となり、クラスでも上位の方だという。お母さんはテストの答案を何枚も持ってきて見せてくれたが、マルがいっぱい90点、100点という結果であった。適切に治療すればこんなすばらしい結果になるのに、まるで人でなしのように扱われている子どもが他に大勢いるのではなかろうかと心配になった。

小学3年のB君は隣接市の子どもだ。1年生のときA君と同じように学級担任の手に負えず、とうとう両親が呼び出された。校長、教頭、担任から、さんざんひどいことを言われ、特別の学校に転校するよう強要された。両親はその会談に納得できず、余りにも理不尽だと思ったので、その夜抗議文をしたためたが、夫婦ともに教員だったため、結局出さず終いになったという。その文章には学校当局のひどい仕打ちに怒っている両親の姿が映されていたが、自ら読ませるのはあまりにも酷だと青山医師が読んでくれた。その子も今は3年生で、成績は本当のトップだという。少し落ち着きがないところがあるが頭が良く、立派な作文の清書がカルテにファイルされていた。青山医師は「うれしい」と連発した。

A君とB君の2例であるけれども、青山医師に言わせると、これは氷山の一角で、どこの学校でも本当にひどいことを言われる由。それでは生徒も親も浮かばれない。けれども苦しいと言っている子どもがいて、校庭への農薬散布を止めてくれと言っても聞き入れないとは、実は先生たちも思考力に障害を受けているのではないかと想像してしまった。

小学生なのに認知症？

A君もB君も診察に来たとき、3日分の食事内容を聞かれても1日分も答えられなかった、という証拠がカルテにファイルされていた。青山医師は問診で出来るだけ多くの情報を集めようとしている。中でも食べ物は重要なので尋ねている。昨日食べたものを思い出せないと言ったら、高齢者では即「認知症」と言われよう。これでは学習効果が上がるはず



はない。それが、食べ物の指導とデトックス治療で本来の知能を取り戻せたのだから、私たちは深く考えてみなければならない。

A君にもB君にも兄弟がいて、その子たちにも少し問題があるという。B君のお母さんは「この子の妊娠中はとくに体調が悪かった」と述懐していた。B君に問題が発生したのはそのせいかもしれないと考えているようだった。なぜ体調が悪かったかが問題である。以前から体調が悪いときは青山医院に連れてきてもらって点滴をしていたそうである。その頻度が高かったということであろう。この夫婦の住居の500m～1kmの地点まで山頂から山の斜面一面に松食い虫の農薬散布が毎年2回行われていたので、農薬で調子を崩していたと考えて青山医師は点滴をしていたのだろう。

小学校に上がる前の子どもたちの行動はどうだったか？ 幼稚園時代は少し落ち着きのない子だった。また、アトピー、ぜん息があった。症状が代わったのは3～4年前である。青山医師は3～4年前というところに注目しているようである。すなわち、農薬の変化である。

果樹への農薬の散布で半年に20回も倒れた！

次に紹介された主婦の方は、1～2年ほど前に家を新築した。その場所は夫の実家近くで周りは梨畑

である。それを夫の縁者が営農している。果樹園に囲まれた家に暮らすようになって、半年前とつぜん倒れた。そして青山医院に連れてきてもらった。先生の娘さんと同じ年で、運動能力の高い活発な女性だったという。それが、冬はなんともないのに4月から高血圧と心臓発作で20回も倒れたという。後で近所の友人に聞くと、「どこそで農薬を撒いていて辺りが霧の中にいる様に真っ白だった」とか告げられるのだという。

青山医師は、できるだけ自宅ではなく彼女の実家の方に行くように助言していた。でも、主婦となればそうそう家を空けていることもできない。だから先生も、「この春から果樹の実りまでどれほど散布があるか分からないが、どうか切り抜けようね」と励ますしかないようだった。果樹園の持ち主が分かっている、倒れるというほどの被害があっても、「散布の前に知らせてほしい」とも「散布を止めて欲しい」とも何も言えないという。地域住民ではない私には理解しかねるが、これが日本社会の実態なのだ。

医者も看護師もたいへん！ 患者の呼気でダメージ

患者さんが来て問診をし、点滴をする間中、患者さんの呼気から代謝された農薬が出続ける。だから、敏感な人はそれで影響されてしまうという。青山先生自体、そういう患者さんを診察、治療するときには自分のデトックス薬を飲み続けながら行うこともあるという。看護師さんも顔が真っ赤になってしまうが、それでも治療行為を止めて逃げ出すわけにはいかないといって続けるのだそうだ。文字通り命がけだなあと思った。

ネオニコチノイドの残留基準を直ちにアメリカ並みに！

日本はネオニコチノイドの残留基準がとても甘い。アメリカの10倍、欧州の100倍近い。青山医師は少なくとも、直ちにアメリカ並みにさせろ！ と叫んでいる。農家は残留値をいちいち測っていることはないが、それが10分の1に変わったと通知が行けば散布量と回数を減らすだろう。緊急行動が必要だ。

化学物質政策基本法に情報公開原則を！

当たり前だと思われるかも知れないが、この情報公開はちょっと違う。法律用語では事前通知というようだが、ここではそれを、情報公開の名においてやらせてほしい。つまり、化学物質を使用する前に、影響を受ける範囲に必ず周知徹底することを義務づけるのだ。すでに敏感になってしまった人を救うにはこれが必須だ。倒れてからでは遅いのだ。その前に情報を得て避難しなければ死んでしまうかも知れない。

果樹園でこれほどの被害を出しているのなら、実った果実を食べる人にも影響がないはずは無い。食べて急に心臓がおかしくなるとは困るのだから、必ず使用した農薬を明記させてほしい。化学物質に囲まれるようになってしまったのだから、体質が敏感になっている人は年々増えるだろう。情報公開して、警報を発し、それぞれの個人に対策をとってもらおう。私は電車の車内消毒の情報公開がほしい。このように人によって困る物質が異なるので、きめ細かい情報公開が必要である。大多数の人は大丈夫だと固く信じている当局には、警報措置を求めるのが良策かもしれない。

もちろん、無農薬栽培を求めよう！

花粉症でも分かるように、敏感な体質を発症してしまってからでは遅いのだから、農家には無農薬栽培を求めよう！ 残留基準は私たちを守らない。農薬使用者を守っているだけだ。それでも基準値を低くすれば何人も救える。無農薬野菜、果物だけで暮らせるように、何らかの社会的組織が必要になってきたように感じた。

水銀輸出は禁止しよう！

水銀輸出問題とは

有機水銀は、水俣病の被害を引き起こした原因物質です。水俣病では、アセトアルデヒドの製造過程で塩化メチル水銀が無機水銀化合物から副生成され、これを処理しないまま川や海に垂れ流したために、海域の魚介類が汚染され、それを食べた人々に深刻な健康被害をもたらしました。

このように水銀は、人の健康や環境に深刻な影響をもたらすおそれがありますが、いまだに世界各国で様々な用途で使われています。水銀による人の健康被害や環境汚染を防止しようという取り組みが、今、国際的に活発になっています。

国際的な取り組み

国連環境計画（UNEP）は2001年から、地球規模での水銀汚染を防止するための活動（UNEP水銀プログラム）をスタートしました。2010年に政府間交渉委員会（ING）を設置して、水銀の供給削減や製品・製造工程での需要削減などを検討するとともに、2013年に向けて法的拘束力のある条約を制定する作業を行うことになっています。

EUは、2008年に水銀輸出の禁止と余剰水銀の安全保管を求める規則を採択しました。この規則は2011年に発効予定です。

アメリカも、2008年にアメリカ議会で水銀輸出禁止法を採択し、2013年から輸出を禁止することが決まっています。また、アメリカは、2010年までに金属水銀の長期的な管理及び保管の方法を策定することとしており、法的拘束力のある条約の制定に対しても前向きな姿勢を示しています。

日本の現状

日本では2006年以降、環境省が中心となって水銀対策のための検討会が開催されてきました。しかし、現段階では、水銀の輸出禁止と余剰水銀の長期保管に関する積極的かつ具体的な動きは見えません。

日本はアジアで唯一の水銀輸出国です。非鉄精錬

の過程や、廃乾電池、廃蛍光灯などから出る水銀は回収され、発展途上国の小規模金採鉱に輸出されています。その量は年間約100トンにも及びます。水銀によって水俣病の悲惨な被害を経験した日本が、途上国に被害の原因を輸出するようなことを続けていていいのでしょうか？

そこで昨年10月15日に、国民会議を含めた日本のNGOや市民団体は、国内54団体、海外60団体の賛同を得て、「日本政府に水銀輸出禁止法の制定を求める市民団体共同声明」を日本政府に提出しました。その共同声明では以下の3項目を要求しました。

1. 「水銀輸出禁止法」を早急に制定すること
2. 回収水銀等、国内で発生する余剰水銀を国内で安全に永久保管すること
3. 「国際水銀条約」「アジアの水銀保管能力向上のためのさらなる取り組み」及び「世界水銀パートナーシップ」の実現に向けて、国際的なリーダーシップを発揮すること

環境省は、この共同声明に対して、水銀による健康と環境へのリスクを低減するために施策の検討が必要であり、国際貿易の削減や保管も検討すべき施策の一つとして認識していること、各方面の意見を聴きながら、政府部内で今後できる限り早期に、水銀回収及び長期保管の仕組み等について十分に検討し、併せて水銀輸出の問題について検討したい等の回答をしました。

環境省の回答にもあるように、水銀の長期保管の仕組みを構築するのに十分な検討が必要なことは確かです。しかし、水銀汚染防止が国際的な動きとなっており、各国にはより積極的な行動が求められています。水俣病被害を経験した国である日本が、この問題において国際的なリーダーシップを発揮し、水銀汚染防止の仕組みづくりに貢献していくことが期待されます。（報告：S A）

「環境NGO政策ネットワーク」発足

市民がつくる政策調査会事務局長 小林 幸治

1. 発足までの経緯

●政権交代によるNGO側の動揺

昨年8月の衆議院議員総選挙において、政権交代が実現した。そのことはまだ記憶に新しいことと思う。社会変革への期待と緊張をマスコミが伝え、市民社会の側も期待と緊張に包まれた。一方で、野党時代にはNGO等との政策協議が頻繁に行われてきた民主党では、政府・与党の政策一元化を図るため、委員会ごとの部会と党政策調査会の廃止などにより政策協議の場がなくなり、NGO側からも要望や提案をどこにどのように投げかけたらいいいのか不明確との指摘がされた。そのような中、“CO₂排出量1990年比25%削減”や、2010年10月には“生物多様性条約締約国会議の名古屋（COP10）開催”、通常国会への“環境省提出予定5法案の提示”などがされ、NGO側も政府・与党の体制が整備されないことなどへの不安が払拭できずにいた。また、与党の新人議員が140名を超え、その新人議員への環境政策のインプットなども、NGO側の強い要請でもあった。

●「環境NGO政策ネットワーク」発足

上記のような課題や要請を払拭しようと、環境関連のNGO関係者を中心に2009年後半から会合がもたれた。そのテーマとして、①政府・与党への環境政策における市民提案のインプットのしくみ、②環境政策の市民・NGO案の政策形成のありかた、③①、②を進めるための市民・NGOによる仕組みづくり、などであった。その議論の過程から、“市民・NGOによる政策形成・提案能力を高める”ことが重要であり、そのための体制づくりと活動を進めていくということが確認され、その結果が「環境NGO

政策ネットワーク」発足に至ったのである。

3月2日には、その発足集会在衆議院第2議員会館で開催された。テーマは名古屋で開催されるCOP10を意識して「生物多様性の保全と日本の政策課題」とし、基調報告ではCBD市民ネット共同代表の吉田正人さんから“生物多様性条約やCOP10に向けた日本政府への期待”などについてお話しいただき、第2部では、11名の環境NGO関係者の方々から、生物多様性とそれぞれの政策課題との関連についての課題や提案が提起された。そして最後に環境NGO政策ネットワーク世話人でグリーンピース・ジャパン事務局長の星川淳さんから、その発足と活動方針などが提起され、参加者の総意により無事発足することとなった。

2. 活動の目的と内容

環境NGO政策ネットワークの目的は、2つに分類される。ひとつは「具体的な市民政策・立法化を図る」こと、もうひとつは、「その市民政策・立法を実現化する」ことである。そのためには、これまでそれぞれのテーマ・課題別で活動してきた環境NGOが相互に連携をし、それぞれの知恵や経験を活かすことが必要であることが大きな理由である。

その活動は、①個別ないし共通のテーマ、地域の課題などについての政策形成、その公開と政府や立法府（国会）への提言、②①の提言をもとに政府・立法府へのロビー活動を含めた目的実現に向けた活動、③フォーラムの開催等、目的を達成のために必要な諸活動、としている。

発足後の第1弾として「種の保存法改正」をテーマに、これまでその提言活動を行ってきた団体から

課題と提言をいただき、さらに深化させるための会合を3月29日開催の予定で準備を進めている。今後も2カ月に1回程度は同様の会合を開催し、順次政府・立法府への働きかけなども行っていく予定である。

3. 政策提案型市民活動とその支援体制

環境NGO政策ネットワークは、当面会員制などはとらないこととした。当然活動費用等の確保は必要ではあるが、実績を積み上げ活動成果が見えてきたところで、再度検討することとした。当面はそれぞれの団体が資金も労力も少しずつ負担をし、場合により補助金や寄付などでの捻出をと考えている。その理由は、“本来あるべき「中間支援組織」”を試行してみようとのことである。トップダウン型ではなく、それぞれの団体が必要とするボトムアップ型の「中間支援組織」のあり方も見据えた活動としたい、そのような思いからである。日々の活動が優先される個々の団体がつながり、そのつながりにより政策提言や政府・立法府などとの交渉のための仕組みを構築しようとの試みである。そして、そのつながりを支える共有事項として、NGO（全体や個々の団体）への利益誘導ではなく社会変革、環境保全が目的、活動の中心であることは言うまでもない。連携することで、その相互の牽制も重要な要素であろう。

また、これまで「官僚主導型」と言われ、行政組織（霞ヶ関）が中心となり政策形成・立法化が図られ、社会のルールが形成されてきた。市民政策・立法の重要なことは、市民や個々の団体が日々活動の中で経験する“現場の課題”である。いかに優秀な人材でも経験に勝る課題の抽出は困難であろう。その“現場の課題”を政策形成・立法化へつなげることが、その課題を解決するための有効な手段のひとつであると考え。環境NGO政策ネットワークがそのような活動へと発展させられればと思う。

先述したとおり、今回の政権交代ではその政策形成のための体制づくりに時間を要している。その要因のひとつとして、政策形成を担う人材の確保が不十分であったことがあげられる。野党時代には多くのNGOとの政策協議がなされたが、その取り組みの目的に人材確保というテーマが設定されていなかったのであろう。「政治主導」での政策形成は重要

であるが、その取り組みを補佐する機能なくしては、実現は困難であろう。その補佐機能の担い手として、NGOの人材活用も重要な柱となり、その人材確保としての機能も環境NGO政策ネットワークの役割のひとつとなるよう努力したい。将来においては、NGO、中央官僚、自治体官僚、議員（秘書）、政党シンクタンクなどの人材が交流しあい、それぞれの政策立案能力を高めていくことも重要なことであると考え。

今回は、政策形成・立法活動へのNGOの役割について、少し先のことも含めて紹介させていただいた。とはいえ、今回発足した環境NGO政策ネットワークがどのように機能し、役割が担えるかは、当然参加する市民・NGOによるところが大きい。ぜひ多くの方々に参加していただき、知恵と労力を出し合い、市民社会が強化できればと考えている。

「環境アセス法」改正に向けて 市民フォーラムの開催報告

市民がつくる政策調査会事務局長 小林 幸治

法改正の7つのポイント

1999年、環境影響評価法(環境アセス法)が施行された。10年後の見直しに先んじて2年ほど前(2008年)から環境関連のNGO関係者を中心に、その改正案についての検討を進めてきた。①対象事業の拡大、②市民の関与、③環境大臣意見への第三者機関の設置、④事後調査、⑤時のアセス、⑥不服申立、といったポイントを整理し、改正市民案を作成した。なお、⑦戦略アセスも大きなポイントではあるが、この検討プロセスでは新法が必要ではとのことで、改正案の検討のポイントからは外した。

一方、環境省では中央環境審議会総合政策部に環境影響評価制度専門委員会(以下、「専門委員会」という)を設置し、「今後の環境影響評価制度について」を諮問事項として検討してきた。1月28日に専門委員会での報告書案がまとめられ、29日からパブリックコメントが実施された。そして、法改正がこの通常国会で予定されている。専門委員会での議論のポイントも、先述した7つと大きく重なっている。

市民フォーラムの開催

そのような中、「『環境アセス法』改正—持続可能な開発の深化をめざして」をテーマに2月5日、衆議院議員会館で市民フォーラムを開催した。その内容は、はじめに西島和弁護士から、日弁連による法改正に向けた意見を、続けて名古屋大学島津康男名誉教授から、沖縄普天間飛行場を例にした環境アセス法の見直しについての話を、次に環境省環境影響評価課沼田課長補佐から、専門委員会の報告書案のポイントをお話いただいた。続いて、NGO等からの提案として、ジャーナリストのまさのあつこさんから「戦略アセス」と「不服申立」について、自然保護協会の犬野正人さんから「市民の関与」に

ついて、日本野鳥の会の古南幸弘さんから「対象事業」についての課題と提案についての指摘がなされた。

政権交代の影響

今回の法改正は、法の規定による見直しであり、前政権もとの諮問により検討が進められてきた専門委員会であるが、昨年8月の衆議院選挙による政権交代という政治的な動向も、その制度改善を後押ししている。議員立法で制定された生物多様性基本法の立案・提出者のひとりでもあった田島一成衆議院議員が、政権交代により環境副大臣となり、専門委員会へも出席され、その決意を述べられたことがそのひとつであろう。

現在の改正案

現在の改正案と先述した7つのポイントを見てみると、「①対象事業の拡大」は、“交付金事業を対象とする”こととされ、「②市民の関与」については、“方法書等のインターネット発信と説明会の開催”、「④事後調査」については法規定がされ、「⑦戦略アセス」については、“第一種事業の計画段階でのアセスメント”とすることが位置づけられた。一方、「③環境大臣意見への第三者機関の設置」「⑤時のアセス」「⑥不服申立」については見送られた。また「⑦戦略アセス」についても、今回の改正では“事業の実施が決定した段階での計画アセス”であることから、ゼロオプションの設定は困難との見方が強い。その4つの課題についてさらに検討が進められるよう、補則等による担保規定が法文化されることにより、さらなる取り組みを期待するものである。

3月中旬の閣議決定を経て、国会での審議が進められる予定である。みなさんもその動向を注視していただければと思う。

ケミネット 第1回国会内連続学習会の報告

ケミネットのこれまでの活動

国民会議も参加団体を務める「化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）」は、2008年の発足以降、署名活動や院内集会を実施し、化学物質政策基本法の必要性を訴えてまいりました。署名は、2009年5月31日時点で、衆議院議長宛てに30,236筆、参議院議長宛てに28,731筆が集まり、昨年6月衆参両院議長宛に請願署名を提出しました。

ケミネットでは、これからも引き続き化学物質政策基本法制定を求めていくため、今年度の前半は、議員や市民に向けた国会内連続学習会を企画しています。その第1回が、2月22日、衆議院第2議員会館にて行われました。

第1回国会内学習会

第1回の学習会は、現行制度の問題点を認識し、化学物質政策基本法の必要性を理解してもらうため、ケミネットが提言している基本法の概要等を説明するとともに、化学物質による健康被害の実態、製品の表示の問題などを報告しました。学習会には、55名の一般市民や記者等、2名の国会議員（川田龍平氏と古川俊治氏）が参加し、その他10名の議員秘書が参加又は資料の受け取りに訪れました。

はじめに、ケミネット共同代表の中下裕子氏（国民会議副代表理事）が、縦割り行政の弊害などの現行の化学物質政策の問題点と、化学物質政策基本法の概要、その必要性についてレクチャーしました。

次に、化学物質過敏症（CS）の患者である玉腰了三氏と滝ヶ崎照子氏が、化学物質による健康被害の実態をお話してくださいました。

玉腰氏は、CSに起因する生活上の困難は、WHOの国際生活機能分類（ICF）を参考に障害として認定されるべきであること、予防原則や代替原則を適用し、毒作用のある物質はなくしてほしいこと、CS患者がずっと続く体調不良の中で、孤立感や不安、恐怖、無力感を感じて生きているということ



社会が理解し、CS患者が安心して安全に生活できるよう支援することを求めました。

また、滝ヶ崎氏は、約10年前に団地の漏水と壁の補修や塗装がきっかけでCSを発症し、長女も3年前からCSに悩まされている現状を、母親という立場から生活実態に即して報告しました。住宅地における農薬の散布や、図書館や保育所などの公共施設内での有機リン系薬剤の使用によって、子ども達が有害な化学物質に曝露していることを指摘され、早急に対策をとるべきと訴えました。

続いて、共同組合石けん連絡代表幹事の吉田由美子氏は、洗剤中のPRT R指定成分の調査結果について報告しました。吉田氏は、表示の法規が所轄省庁ごとに異なるため、同一の成分であるにもかかわらず、用途によって表示名が異なっていることなど、消費者にとって表示がとてわかりにくいことを指摘しました。

最後に、ケミネット共同代表の中地重晴氏が日本の化学物質関連法規の問題点として、化学物質対策が統合的に行われていないこと、日本ではGHS制度が限定的にしか導入されていないことをレクチャーしました。

今後の活動について

ケミネットは、4月21日（水）12:00~13:30にはネオニコチノイド問題、5月にはナノ物質の問題に関する国会内学習会を予定しています。一般の方の参加も大歓迎です。皆様お誘い合わせのうえご参加ください！
(報告：SA)

有害化学物質を規制する法律講座

化学物質政策基本法に向けて

第2回 化粧品・医薬部外品についての法規制

Q 化粧品や医薬部外品を規制する法律には何があるのでしょうか？

A 化粧品や医薬部外品は、薬事法によって規制されています。薬事法の第1条は、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。」としています。

薬事法は、第1条にもあるように、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の4つを規制の対象としています。医薬品、医薬部外品、化粧品の意味はそれぞれ第2条に定義されていますが、医薬部外品・化粧品か医薬品かの違いは、「人体に対する作用が緩和なもの」かそうでないかによって区別されています。ここでいう「人体に対する作用が緩和」とは、通常の使い方をしていれば人体に重大な影響を及ぼすおそれがないという意味です。

Q 医薬部外品はどのように規制されているのでしょうか？

A 医薬部外品の規制は、図1にあるように、①開発段階、②製造販売段階、③流通段階、④使用段階の4段階に分けられます。まず、①開発段階、②製造販売段階において、医薬部外品を製造、販売しようとする者は、製造販売業の許可を受ける(法12条)とともに、個々の品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければなりません(法14条、19条の2)。この承認は、申請後6カ月以内に行われることになっています。また、③流通販売段階では流通管理制度が、④使用段階では安全管理制度、GVP(製造販売品質保証基準)、市販後調査制度があります。また、製造販売及び流通段階をまたがって、行政による立入検査や行政処分、薬事監視制度などの指導・監督制度が整備されています。

Q 化粧品はどのように規制されているのでしょうか？

A 化粧品の規制も、基本的には上記の医薬部外品と同じような規制がされています(図2)。ただし、化粧品の場合には、大きな違いが3つあります。第一に、化粧品では、原則として、化粧品に含まれる成分をすべて表示することが義務付けられています。第二に、

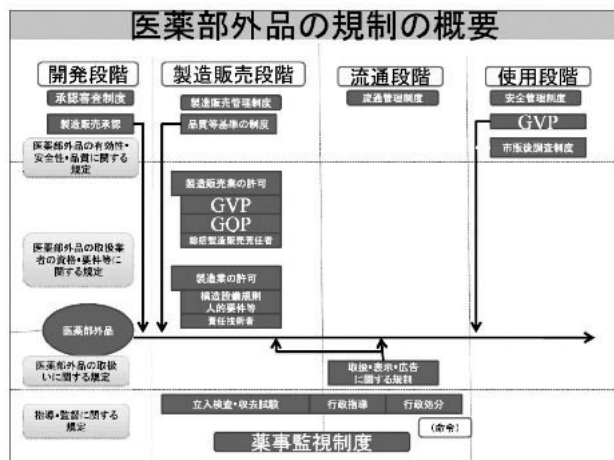


図1

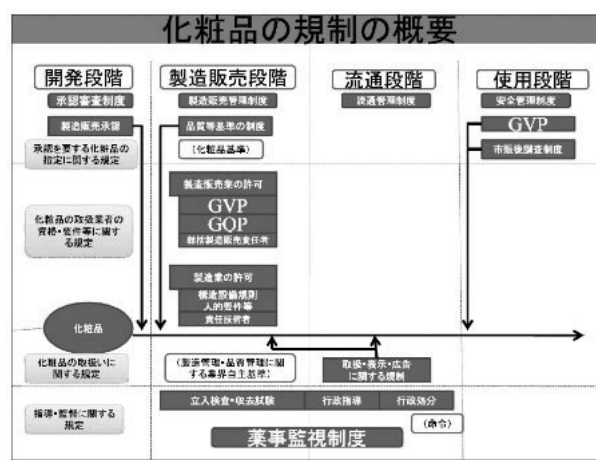


図2

全成分表示をする化粧品については、都道府県に対して化粧品の品目ごとに製造販売届書を提出しなければなりません。医薬品や医薬部外品の場合には承認が必要ですが、化粧品の場合は、膨大な種類の製品があることや、全成分表示によって消費者への情報提供が可能であるといった理由から、承認に代わって簡易な届出で足りるとされているのです。そして第三に、化粧品の場合は、段階で「化粧品基準」がかかわってくるという違いがあります。

Q 化粧品の全成分表示とはどのようなものですか？

A 化粧品は、その容器又は外箱に、次に掲げる事項を記載することが義務付けられています(法61条)。

- ・製造販売業者の名称及び住所
- ・製品の名称
- ・製造番号又は製造記号
- ・全成分の表示
- ・使用期限（大臣が指定する場合）など

ただし、配合成分は、外箱に記載すれば、中の容器には記載しなくてもいいということになっています。ですから、新しい化粧品を使う際には、すぐに外箱を捨ててしまわずに、何か問題が起こった時のために外箱を保管しておくことも必要でしょう。また、最近では各製造販売業者のホームページで全成分を検索することもできるようになってきているようですので、そこでチェックすることもできるでしょう。

ところで、なぜ、化粧品だけに全成分表示が義務付けられたのでしょうか？ 全成分表示が導入されたのは、平成13年の薬事法改正の時でした。そして、この改正と同時に、化粧品に対する承認制が原則廃止されました。その背景には、消費者への情報提供を充実させるという一方で、行政の負担軽減という意図があったのではないかと思います。まず、消費者への情報提供という観点から言えば、全成分表示を義務付けることによって、アレルギーや皮膚障害の原因となるおそれのある成分が化粧品に入っているかどうかを、消費者が購入時や使用時にチェックすることができるようになったというメリットがあります。しかし、その一方で、全成分表示によって消費者が安全性をチェックできるのだからという理由から、厚生労働省が安全性を審査して承認を与えるというプロセスに代わって、個々の化粧品を製造販売する際には届出のみで足りるということになりました。言ってしまうと、安全性の

チェックが消費者の自己責任に委ねられたのです。

全成分表示は、難しい化学物質名が細かい字で羅列されており、消費者にとっては必ずしもわかりやすいものではありません。人体や環境への悪影響が懸念される物質については、別途その危険性を表示する必要があるのではないのでしょうか。

Q 化粧品基準とは何ですか？

A 化粧品基準は、「厚生労働大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、……その性状、品質、性能等に関し、必要な基準を設けることができる」（法42条）という規定に基づいて定められている基準です（平成12年厚生省告示第331号）。この基準も、平成13年改正時に導入されました。

その内容は、まず、総則として、「化粧品の原料は、それに含有される不純物等も含め、感染のおそれのある物を含む等その使用によって保健衛生上の危険を生じるおそれがある物であってはならない。」と定められています。そして、主に防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素に関連して、化粧品に使用してはいけない物質（ネガティブリスト）と、使用してもいい物質とその上限の配合量（ポジティブリスト）がリストアップされています。ネガティブリストに記載された物質は、過去にアレルギー症状を多くの人に発現させた成分が含まれています。

ここで注意してほしいのは、化粧品基準は、あくまでも企業責任を前提とするものであるということです。したがって、この基準に適合していないからといって罰則規定は設けられていません。どのような成分を化粧品に配合するかについては、製造販売業者が安全性を確認した上で最終的には業者の責任で配合の適否を判断することとなっています。

Q 化粧品の効能の範囲・表示はどうなっていますか？

A まず、化粧品の効能の範囲は、55項目に限定されています。これ以外の効能を謳った表示や広告は禁止されています。一方、化粧品とよく似ている薬用化粧品というものがありますが、これは医薬部外品に含まれます。たとえば、美白効果を謳う場合に、化粧品であれば、メーキャップ効果という効能しか表示することができませんが、薬用化粧品であれば、メーキャップ効果のほかに、「メラニンの生成を抑えて日焼けによるシミ・ソバカスを防ぐ」といった効能を表示することも可能です。

◎事務局より

★ケミネット連続学習会第2回★

「ネオニコチノイド農薬に関する院内学習会」のお知らせ

ケミネット（化学物質政策基本法を求めるネットワーク）主催の連続学習会の2回目として、ネオニコチノイド農薬問題を取り上げる学習会の開催を予定しています。

○日時：4月21日（水）12：00～13：30

○場所：衆議院第二議員会館第3会議室

★ケミネット連続学習会第3回★

「ナノテクノロジーに関する院内学習会」のお知らせ

○日時：5月19日（水）12：00～13：30

○場所：議員会館（詳細未定）

どなたでもご参加いただけます。詳しい内容と場所などは決まり次第、ホームページ（<http://www.toxwatch.net/cheminet/index.htm>）に掲載します。皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

★「ファームエイド銀座」に出店予定★

NPO銀座ミツバチプロジェクトが主催する都市農村交流イベント「ファームエイド銀座2010」（森、里、街、そして海をつなぐサステナブル・ネットワーク・フェスタ）に国民会議が出店します。皆様ぜひお越しください！

○日時：4月29日（木）

○場所：銀座パルプ会館（銀座フェニックスプラザ）

〒104-8139 東京都中央区銀座3-9-11 紙パルプ会館

<http://www.kamipa-kaikan.co.jp>

※国民会議は、Ginzaメッセでブックレット等を販売します。

◎活動報告（10/02～10/03）

2月5日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）会議

2月18日 化学物質過敏症（CS）プロジェクトチーム会合
運営委員会

2月19日 ネオニコチノイド農薬緊急提言完成。民主党など各政党の国会議員へ申し入れ

2月22日 ケミネット主催「化学物質政策を考える連続学習会第1回化学物質政策基本法制定を求めて」開催

3月2日 環境NGO政策ネットワーク設立総会（院内集会）

3月11日 運営委員会

3月18日 民主党副幹事長面談

3月19日 農水省農薬対策室長との意見交換、厚労省担当者との意見交換

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

葉っぱのフレディ（いのちの旅）

110万部を超えるミリオンセラーのこの童話。出版社は「童話屋」。

この会社を設立した田中和雄氏（1935年生まれ）は、42歳の時、広告会社勤務を辞めて長年の夢であった児童書専門店を開業。

この本を購入するとアマゾンに植樹する「アマゾンの森再生キャンペーン」に参加することになる企画もしてられました。

ご承知のように、葉っぱのフレディの物語は、春から夏秋冬と巡る森の一生を通じて、葉っぱの一生を描いた物語で、命とか、生きるとか、ということについて考えさせてくれます。

ところで、この葉っぱの付いている木は広葉樹。春に芽生えた緑豊かな葉っぱは、秋には黄金色に、そして冬には葉を落とし、森の動植物を育てています。森が命の泉といわれる所以です。人々も、そこで炭や薪を得て生活をつないできました。

しかし、60年代からの造林政策により、山や森は、さまざまな植生がいる天然林か

ら、針葉樹の単一林に変わりました。落葉・落果しない針葉樹林は動物が寄り付かず、さらに、木材価格低迷により、放置されている造成林も増えています。

また、世界的にも、東南アジアや南米では、森林の伐採が続いています。

もう一度この童話を読み返して、地球上の森のことを考えてみたいものです

「……仲間の葉っぱが全部落ちて、最後まで残っていたフレディも風に乗って林を離れた。その時はじめて、フレディは、木の全体の姿を見たのです。なんてがっかりしたたかましい木なのでしょう。これなら、いつまでも生きつづけられるにちがひありません。……フレディは、目を閉じねむりに入りました。そして、フレディは、知らなかったのですが……。

冬が終わると春が来て、雪はとけて水になり、枯れ葉のフレディは、その水にまじり、土に溶け込んで木を育てる力になるのです。……また春がめぐってきました。」

これで、この話はおしまいです。

ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行

ニュースレター 第62号

2010年4月発行

発行所

ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト

PEM-DREAM

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>